

平成二十三年二月十五日受領
答 弁 第 五 〇 号

内閣衆質一七七第五〇号

平成二十三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出巡視船の損害賠償請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出巡視船の損害賠償請求に関する質問に対する答弁書

一及び二について

今般の衝突事案に係る巡視船の修理費用は、巡視船「みずき」が約七百八万円、巡視船「よなくに」が約五百三十一万円であり、これらの修理費用に燃料費、旅費等の附帯費用を加えた約千四百二十九万円及びこれに対する遅延損害金について、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）に基づき、平成二十三年二月十日に、海上保安庁第十一管区海上保安本部から今般の衝突事案に係る中国漁船の船長に対して納入告知書を送付したところである。